

ふるさと体験農園をお使いいただくにあたって（注意事項）

○作物の残さや雑草は、区画内へのすき込み、持ち帰りの徹底を！

それぞれの区画内で作られた作物の「残さ」や刈り取られた草等は、その区画内へのすき込み又はごみとして持ち帰っていただきますようお願いいたします。以前は鶴田・前津農園に草置き場を設置しておりましたが、作物残さやマルチ等のビニールの投棄が絶えず、毎年多額の処分費用に税金を投入してきました。それで、平成 29 年度より草置き場を閉鎖したところですが、前津農園については未だ草を捨てられる方が跡を絶ちません。もし草を捨ててある方をお見かけの際は、その旨お伝えいただければ助かります。皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

（分解するのに時間がかかる作物の残さは必ずお持ち帰りください。カラスやイノシシ等の「エサ」となり、皆様の農作物被害を増加させる原因になります。）

他の農園についても、空き区画に草やゴミなどを置かないようにしてください。

○肥料袋や苗ポット等はお持ち帰りください。

区画内に放置されると風で飛んでしまい、他の区画の方や近隣の方々への迷惑となります。

○通路や他の区画にはみだして、私物やゴミ（作物の残物・雑草等）を置かないでください。

ご利用いただいている区画からはみだしての耕作や、区画外に私物やゴミ等を放置することはおやめください。

○他の方の区画には入らないでください。

農作物の盗難の苦情が出ています。他の方が借りられている区画にはむやみに入られないようお願いいたします。

○農具使用時は使用簿へのご記入をお願いします。

H30年度より、農具使用簿を倉庫に置くようにしました。使用される方は、使用簿にご記入をお願いします。 またお使いになった農具は、使用後速やかにお返してください。



○ホースを使っての水やりはご遠慮ください。

蛇口に直接ホースをつないでの水の利用は、他の方の迷惑になります。ホースでのご利用はなさらないようお願いいたします。

○隣接する区画の間には通路を設けておりません。

隣地との境界の通路についての規程は特にありませんので、必要に応じて当事者間で話し合いの上、土地を出し合って通路を作るなどの対応をお願いします。

みなさまが気持ちよく利用できますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。